

郡山市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について

1 改正要旨

郡山市立御館小学校に郡山市立御館小学校共同調理場を設置するため、その名称及び位置を定める。

2 改正理由

御館小学校を親校、御館中学校を子校として、親子方式により給食を実施するため
※親子方式：親校の給食と併せて子校の給食調理を行い、配送する方式

3 親子方式によって変わる事

御館小学校【親校】	御館中学校【子校】
①学校栄養職員が配置される 【学校栄養職員の業務】 - 給食献立作成 - 食物アレルギー対応（除去食・代替食等） - 食育指導 等	①親校の給食調理場で調理される ②親校で調理された給食（汁物・副食）は、二重食缶で配送する - 二重食缶により適温の給食を提供する - 主食、牛乳は親校から配送する ③親校の学校栄養職員が、親校と同様に子校の食物アレルギー対応及び食育指導を行う

4 施行期日

令和5年4月1日

5 郡山市学校給食共同調理場【親子方式】

名 称	親 校		子 校		2 校間距離	車での移動時間	設置年度
	学校名	児童生徒数	学校名	児童生徒数			
郡山市立西田学園義務教育学校共同調理場	西田学園義務教育学校	276人	白岩小学校	44人	8.8km	約15分	平成30年度
郡山市立宮城小学校共同調理場	宮城小学校	30人	海老根小学校	19人	4.7km	約9分	令和3年度
郡山市立穂積小学校共同調理場	穂積小学校	59人	三和小学校	54人	2.4km	約5分	令和4年度
郡山市立御館小学校共同調理場	御館小学校	52人	御館中学校	41人	0.3km	約1分	令和5年度（予定）

※ 児童生徒数は、令和4年10月1日現在の令和5年度見込み。